

福岡県公報

平成二十四年四月六日
第三千三百八十四号
増刊
①

目次

告示 (第七百二号)

○福岡県森林審議会規程の一部を改正する告示

(林業振興課) …………… 一

再掲

○福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) …………… 一

○福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事委員会事務局給与公平課) …………… 二

告示

福岡県告示第七百二号

福岡県森林審議会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年四月六日

福岡県知事 小川 洋

福岡県森林審議会規程の一部を改正する告示

福岡県森林審議会規程(昭和二十六年十二月福岡県告示第八百四十七号)の一部を次のように改正する。

第六条中「森林保全課」を「林業振興課」に改める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

再掲

福岡県公公式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用

する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。
福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
平成二十四年三月二十八日
福岡県人事委員会委員長 養田 孝行

福岡県人事委員会規則第三号

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則(平成十一年福岡県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の五項を加える。

(条例第三条第十六号に掲げる作業に係る手当の特例)

2 条例付則第二項各号に掲げる作業に従事したときは、作業に従事した日一日につき、次の表の上欄に掲げる作業内容に応じ、それぞれ同表の下欄に定める手当額(以下この項において「特例手当額」という。)を支給するものとする。この場合において、当該作業が別表に掲げる作業のいずれかに該当するときは、当該作業に係る手当額と特例手当額との合計額を支給するものとする。

作業内容	手当額
一 条例付則第二項第一号の作業のうち二に掲げるもの以外のもの	二万円
二 条例付則第二項第一号の作業のうち人事委員会が定める施設内において行うもの	五千円
三 条例付則第二項第二号の作業のうち屋外において行うもの	一万円
四 条例付則第二項第三号の作業のうち屋内において行うもの	二千元
五 条例付則第二項第三号の作業のうち屋外において行うもの	五千元
六 条例付則第二項第三号の作業のうち屋内において行うもの	千円
七 条例付則第二項第四号の作業	二千五百円

3 前項の表作業内容の欄の一又は三に掲げる作業内容に従事した場合で心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業内容に従事したときは、当該作業内容に係る

手当額にその百分の百に相当する額を超えない範囲内において人事委員会が定める額を加算して支給するものとする。

4 同一勤務日において、附則第二項の表作業内容の欄に掲げる作業内容のいずれか二以上の作業内容に従事したときは、当該作業内容に係る手当額のうち最も高いいずれか一の手当額を当該作業内容に係る手当額とする。

5 附則第二項の表作業内容の欄の三、五又は七に掲げる作業内容に従事した時間が一日について四時間に満たない場合におけるその日の当該作業内容に係る手当の額は、前三項の規定により受けるべき額に百分の六十を乗じて得た額とする。

6 別表第十六号の作業の項作業内容の欄の「一から三までに掲げる作業内容に従事した場合で、東日本大震災に対処するため引き続き五日以上従事したときは、当該作業内容に係る手当額にその百分の百に相当する額を加算して支給するものとする。

別表第六号の作業の項中

1 銃器（銃器と思料されるものを含む。）を使用している犯罪現場における犯人逮捕の作業又は人質立てこもり事件における人質救出若しくは当該犯罪現場の直近において行う犯人説得の作業	日額 1,640円
2 銃器を使用した犯人又は銃器（銃器と思料されるものを含む。）を所持している犯人の逮捕の作業	日額 1,100円
3 1に掲げる作業に付随して行われる固定配置の作業	日額 820円
4 2に掲げる作業に付随して行われる固定配置の作業	日額 820円
5 銃器が使用された暴力団の対立抗争事件に伴う暴力団事務所等に対する張り付け警戒の作業	日額 560円

を

1 暴力団の対立抗争事件に伴う暴力団事務所等に対する張り付け警戒の作業	日額 820円
2 暴力団から危害を被るおそれのある者に対する張り付け警戒の作業	日額 560円
3 暴力団から危害を被るおそれのある者に対する流動警戒の作業	日額 560円

暴力団犯罪対策及び銃器等犯罪捜査の作業

4 銃器、爆発物その他人事委員会が認めるもの（以下「銃器等」という。）（銃器等と思料されるものを含む。）を使用している犯罪現場における犯人逮捕の作業又は人質立てこもり事件における人質救出若しくは当該犯罪現場の直近において行う犯人説得の作業	日額 1,640円
5 銃器等を使用した犯人又は銃器等（銃器等と思料されるものを含む。）を所持している犯人の逮捕の作業	日額 1,100円
6 4に掲げる作業に付随して行われる固定配置の作業	日額 820円
7 5に掲げる作業に付随して行われる固定配置の作業	日額 820円

改め、同表の備考中7を8とし、2から6までを3から7までとし、1の次に次のように加える。

2 この表において「暴力団の対立抗争事件」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第15条第1項に規定する対立抗争をいう。

附則

（施行期日等）

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成二十四年四月一日から施行する。
- この規則（別表の改正規定を除く。）による改正後の福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県人事委員会訓令第一号

事務局

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月二十八日

福岡県人事委員会委員長 箕田孝行

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程（平成十二年福岡県人事委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一給与公平課の項第二十六項中第八号を第十一号とし、第四号から第七号までを三号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の三号を加える。

4 附則第二項の表作業内容の欄の二の規定により、施設を定めること。

5 附則第三項の規定により、心身に著しい負担を与える作業内容と認めること及びその加算額を定めること。

6 別表第六号の作業の項の規定により、銃器等と認めること。

別表第一給与公平課の項中第四十五項を第四十六項とし、第四十四項を第四十五項とし、第四十三項の次に次の一項を加える。

四十四 福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十九年福岡県条例第六十九号）に基づく次の事務

1 付則第二項第二号の規定により、警戒区域と同一の区域を定めること。

2 付則第二項第三号の規定により、計画的避難区域と同一の区域を定めること。

3 付則第二項第四号の規定により、屋内退避指示区域と同一の区域を定めること。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、改正後の別表第一給与公平課の項第二十六項第六号の規定は、平成二十四年四月一日から施行する。